

(3) 特記事項

① 危機的な財政状況に対応するため、下表のとおり給与等を減額しています。

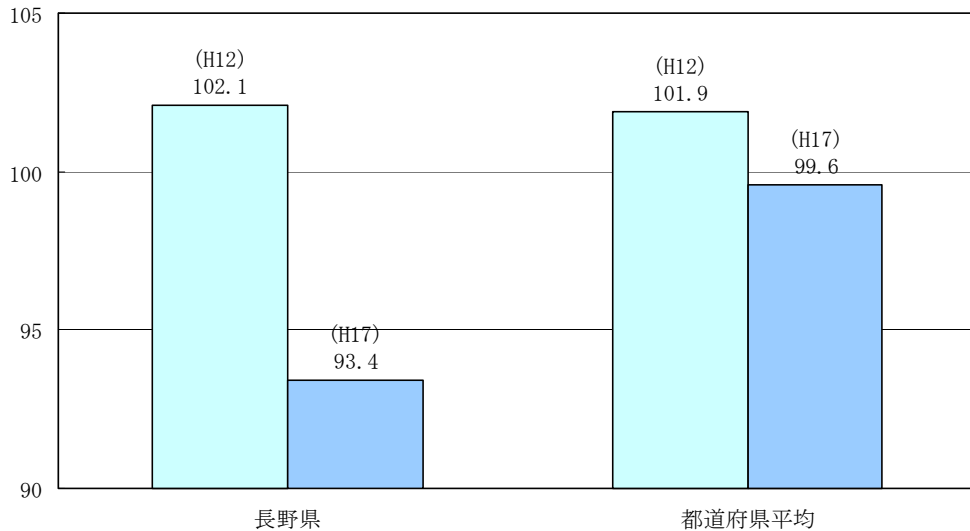
		内容	期間
特別職の職員	知事	給料を△30%	平成15年1月1日 ～平成20年3月31日
	副知事	給料を△20%	
	出納長	給料を△20%	
	地方公営企業管理者	給料を△20%	
	教育長	給料を△20%	
	常勤監査委員	給料を△20%	
特別職の職員	議長	報酬を△20%	平成15年1月1日 ～平成19年3月31日
	副議長	報酬を△15%	
	議長	報酬を△10%	
一般職の職員	部長級の職員	給料を△10%	平成15年4月1日 ～平成18年3月31日
	課長級の職員	給料を△8%	
	その他の職員	給料を△6%	
	主事・技師級の職員	給料を△5%	

上記に加え、管理監督の地位にある一般職の職員の給料の特別調整額（管理職手当）を10%減額しました。

② 特殊勤務手当をはじめとする各種手当の見直しを行いました（実施時期：平成18年10月1日）。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

長野県独自の給与カットの結果、長野県のラスパイレス指数は全都道府県中、最低の水準になっています。



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

区分	17年度			18年度		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1歳	346,784円	415,261円	44.6歳	369,778円	438,394円
技能労務職	46.0歳	317,254円	352,200円	46.6歳	340,704円	377,834円
高等学校、盲・ろう・養護学校教育職	43.9歳	384,831円	435,098円	44.4歳	411,598円	463,333円
小・中学校教育職	41.9歳	364,129円	410,731円	42.3歳	388,251円	436,662円
警察職	40.8歳	333,784円	447,914円	40.7歳	349,227円	456,403円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
 3 17年度は給与減額措置後の額です。(以下(6)、(7)において同じ。)

(6) 職員の初任給の状況（各年4月1日現在）

一般行政職、技能労務職、高等学校、盲・ろう・養護学校教育職、小・中学校教育職及び警察職の初任給と採用後2年を経過した日の給料月額は、次のとおりです。

区分		17年度				18年度			
		長野県		国		長野県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	168,530円	180,690円	I種179,800円 II種170,700円	I種198,600円 II種184,400円	170,200円	178,600円	I種183,800円 II種170,200円	I種192,600円 II種178,600円
	高校卒	136,135円	146,585円	138,800円	148,500円	138,400円	144,100円	138,400円	144,100円
技能労務職	高校卒	131,860円	141,075円	—	—	134,000円	138,400円	—	—
	中学卒	118,085円	125,305円	—	—	120,200円	124,900円	—	—
高等学校、盲・ろう・養護学校教育職	大学卒	188,100円	201,780円	—	—	190,500円	197,400円	—	—
	高校卒	—	—	—	—	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	188,100円	201,780円	—	—	190,500円	197,400円	—	—
	高校卒	—	—	—	—	—	—	—	—
警察職	大学卒	192,850円	206,530円	I種206,600円 II種198,300円	I種222,000円 II種213,100円	195,000円	204,100円	I種205,900円 II種197,700円	I種215,800円 II種206,900円
	高校卒	161,880円	176,605円	156,700円	170,400円	162,800円	171,600円	157,900円	162,800円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（各年4月1日現在）

区 分		17年度			18年度		
		経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	232,137円	287,490円	344,511円	243,220円	299,502円	362,792円
	高校卒	205,046円	234,198円	277,853円	219,883円	247,258円	290,819円
技能労務職	高校卒	188,670円	228,008円	270,292円	207,400円	242,765円	285,853円
	中学卒	-	-	-	-	-	-
高等学校、盲・ろう・養護学校教育職	大学卒	282,393円	330,249円	371,653円	293,673円	347,101円	395,451円
	高校卒	214,638円	261,508円	318,881円	231,340円	277,140円	338,877円
小・中学校教育職	大学卒	282,393円	331,278円	369,741円	296,778円	350,312円	391,208円
	高校卒	-	-	-	-	-	-
警察職	大学卒	263,780円	292,389円	347,768円	273,271円	307,522円	366,998円
	高校卒	228,043円	269,573円	310,167円	240,470円	280,945円	321,114円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 級別職員数の状況 (各年4月1日現在)

① 行政職

行政職の総職員数は、平成18年度は5,814人、平成17年度は5,921人であり、給与条例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

17年度			18年度			標準的な職務内容 (17年度)
区分	職員数	構成比	区分	職員数	構成比	
11級	16人	0.3%	9級	14人	0.2%	複雑困難な業務を行う部長
10級	37人	0.6%	8級	41人	0.7%	部長
9級	186人	3.1%	7級	180人	3.1%	複雑困難な業務を行う課長
8級	492人	8.3%	6級	482人	8.3%	課長
7級	759人	12.8%	5級	789人	13.6%	主任企画員
6級	2,416人	40.8%	4級	2,302人	39.6%	企画員 主査
5級	474人	8.0%	3級	892人	15.3%	複雑困難な業務を行う主任
4級	773人	13.1%				主任
3級	483人	8.2%	2級	865人	14.9%	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事及び技師
2級	234人	3.9%	1級	249人	4.3%	比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う主事及び技師
1級	51人	0.9%				主事 技師

② 高等学校、盲・ろう・養護学校教育職

教育職（２）の総職員数は、平成18年度は4,070人、平成17年度は4,126人であり、給与条例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

17年度			18年度			標準的な職務内容 (17年度)
区分	職員数	構成比	区分	職員数	構成比	
4 級	102人	2.5%	4 級	102人	2.5%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の校長の職務
3 級	131人	3.2%	3 級	133人	3.3%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の教頭の職務
2 級	3,783人	91.7%	2 級	3,725人	91.5%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭又は養護教諭の職務
1 級	110人	2.6%	1 級	110人	2.7%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務

③ 小・中学校教育職

教育職（３）の総職員数は、平成18年度は11,597人、平成17年度は11,553人であり、給与条例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

17年度			18年度			標準的な職務内容 (17年度)
区分	職員数	構成比	区分	職員数	構成比	
4 級	609人	5.3%	4 級	608人	5.2%	小学校又は中学校の校長の職務
3 級	616人	5.3%	3 級	610人	5.3%	幼稚園の園長の職務 小学校又は中学校の教頭の職務
2 級	9,976人	86.4%	2 級	10,014人	86.3%	幼稚園、小学校又は中学校の教諭又は養護教諭の職務
1 級	352人	3.0%	1 級	365人	3.1%	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務

④ 警察職

警察職の総職員数は、平成18年度は3,305人、平成17年度は3,250人であり、給与条例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

17年度			18年度			標準的な職務内容 (17年度)
区分	職員数	構成比	区分	職員数	構成比	
10 級	18人	0.6%	9 級	18人	0.5%	複雑困難な業務を行う警察本部の部長 極めて複雑困難な業務を行う警察署長
9 級	32人	1.0%	8 級	26人	0.8%	特に複雑困難な業務を行う警察本部の課長 特に複雑困難な業務を行う警察署長
8 級	56人	1.7%	7 級	56人	1.7%	複雑困難な業務を行う警察本部の課長 複雑困難な業務を行う警察署長
7 級	73人	2.2%	6 級	64人	1.9%	警察本部の課長 警察署長 複雑困難な業務を行う次長
6 級	388人	11.9%	5 級	376人	11.4%	次長 複雑困難な業務を行う警察本部の課長補佐 複雑困難な業務を行う警察署の課長又は隊長 極めて複雑困難な業務を行う係長 極めて複雑困難な業務を行う警察署の課長(警部補)
5 級	331人	10.2%	4 級	1,138人	34.4%	警察本部の課長補佐 警察署の課長又は隊長 特に複雑困難な業務を行う係長 特に複雑困難な業務を行う警察署の課長(警部補)
4 級	813人	25.0%				複雑困難な業務を行う係長 複雑困難な業務を行う警察署の課長(警部補) 特に複雑困難な業務を行う主任
3 級	516人	15.9%	3 級	551人	16.7%	係長 警察署の課長 複雑困難な業務を行う主任 複雑困難な業務を行う巡査長
2 級	587人	18.1%	2 級	580人	17.5%	主任 巡査長 高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査
1 級	436人	13.4%	1 級	496人	15.0%	巡査

- (注) 1 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 昇給期間短縮の状況

普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給する職員数の状況は、次のとおりです。

区 分		合計	行政職	技 能 労務職	高等学校、盲 ・ろう・養護 学校教育職	小・中学校 教育職	警察職
17 年 度	職 員 数 A	29,282人	5,489人	541人	5,600人	11,910人	3,259人
	普通昇給期間(12~24月) を短縮して昇給した職員数 B	6,015人	1,232人	132人	956人	2,397人	520人
	比 率 B / A	20.5%	22.4%	24.4%	17.1%	20.1%	16.0%
16 年 度	職 員 数 A	29,302人	5,523人	567人	5,636人	11,865人	3,255人
	普通昇給期間(12~24月) を短縮して昇給した職員数 B	6,737人	1,181人	121人	1,211人	3,063人	596人
	比 率 B / A	23.0%	21.4%	21.3%	21.5%	25.8%	18.3%

(10) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長野県		国	
1人当たり平均支給額 (17年度) 1,869千円		—	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分		(17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (各年4月1日現在)

		長野県		国	
18 年 度	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
	勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分 30.55月分
	勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分 41.34月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分 59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分 59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～50%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
	1人当たり平均支給額	937千円	26,874千円		
17 年 度	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分 27.3 月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分 42.12月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分 59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分 59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～50%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
	1人当たり平均支給額	667千円	27,477千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③調整手当及び地域手当（各年4月1日現在）

調整手当（平成17年度）

支給実績（17年度決算）		29,187千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		512千円	
支給実績（16年度決算）		38,999千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		582千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都(特別区)	12%	12人	12%
名古屋市	10%	1人	10%
大阪市	10%	1人	10%
医師	10%	27人	10%

地域手当（平成18年度）

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
長野県(全域)	0.5%	28,222人	長野市、松本市、諏訪市3%
東京都(特別区)	13%	9人	13%
名古屋市	11%	1人	11%
大阪市	11%	1人	11%
医師	11%	24人	11%

(注) 平成18年度から調整手当に替わり地域手当が支給されています。

④特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）		943,355千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		104千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		33.0%	
手当の種類（手当数）		41種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
支給額の多い手当 教員特殊業務手当	教育職員	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、3,200円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
支給額の多い手当	夜間看護等手当 病院、身体障害者リハビリテーションセンター人保健施設に勤務する職員 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち、人事委員会の協議して定めるもの	正規の勤務時間による勤務の一部は深夜（午後10時～翌日の午前5時前）の間（以下同じ。）において行われる看護等の業務 正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に、知事の特任が人事委員会と協議して定める別な事情の下での救急医療等の業務	勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円） 勤務1回につき1,620円
	刑事手当 警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	勤務1月につき11,800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	教育業務 連絡指導手当 小中学校、中高等学校、高等学校及び特別支援学校、小中学校に置かれた教育指導主事及びその他の教育職員	当該担当に係る業務	勤務1日につき200円
	交通取締 警察職員	交通取締用自動車その他の特殊自動車を運転する作業又は交通整理、交通取締り、交通事故処理の作業	勤務1月につき17,600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
多くの職員に支給されている手当	教育職員	学校の管理下において行われる非常災害時等の緊急業務及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において、幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は平日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、3,200円の範囲内において、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特別に甚大な非常災害の場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
	入学 選抜 手当 教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査作成の事務	1時間につき480円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
多くの職員に支給されている手当	教育業務 連絡指導手当	小中学校、中学校教育、高等学校及びそのほかの学級の養護、学級主任、学年主任、担任、教科指導等に関する業務及びそのほかの職務に関する業務	当該担当に係る業務 勤務 1 日につき 200 円
	死体処理 手当	警察職員	人の死体の処理作業 作業 1 体につき 3,200 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事と協議して定める額
	夜間特殊 業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前をいう。）において行われる特別な業務 勤務 1 回につき 1,100 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事と協議して定める額

⑤ 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（17年度）	3,699,464千円
職員 1 人当たり平均支給年額（17年度決算）	348千円
支給実績（16年度）	4,130,684千円
職員 1 人当たり平均支給年額（16年度決算）	386千円

⑥その他の主な手当（17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (前年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (前年度決算)	
18年度・17年度	扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		(18年度) 同じ	(18年度) -	(17年度) 4,029,293 千円	(17年度) 254 千円
		扶養親族等の区分	手当の額				
		配偶者	13,500円 (17年12月1日～13,000円)	(17年度) 異なる	(17年度) (国) 教育加算 5,000円	(16年度) 4,082,524 千円	(16年度) 255 千円
		子、孫、 父母、祖 父母、弟 妹、重度 心身障害 者	2人まで1人につき 6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 3人目以上は1人につき5,000円。				
教育加算	扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に6,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。 (18年4月1日～5,000円)						
18年度・17年度	住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。		異なる	(国) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅（新築又は購入から5年を経過していない場合）に対し支給。 〔家賃月23,000円以下〕 支給額＝家賃相当額-12,000円 〔家賃月23,000円超〕 支給額＝12,500円＋（家賃相当額-23,000円）×1/2 （最高支給限度27,000円） 別居する配偶者のための借家等 上記の2分の1の額 自宅居住者 3,500円 別居する配偶者のための自宅 1,750円 自宅 2,500円	(17年度) 1,662,324 千円 (16年度) 1,649,283 千円	(17年度) 121 千円 (16年度) 125 千円
		区分	手当の額				
		借家等	〔家賃月23,000円以下〕 支給額＝家賃相当額-10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額＝12,500円＋（家賃相当額-23,000円）×1/2 （最高支給限度27,000円）				
		別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				
		自宅居住者	3,500円				
別居する配偶者のための自宅	1,750円						

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (前年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (前年度決算)		
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	(国) 交通用具使用者の支給額 2,000～24,500円 特急列車、高速道の加算限度 20,000円	(17年度)	(17年度)		
	2,569,234 千円			115 千円			
	(16年度)			(16年度)			
	2,541,487 千円			114 千円			
区分	手当の額						
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで						
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～35,870円。 (自動車・バイク・自転車とも同額。)						
特急列車、高速道の加算	通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。 (加算限度30,000円)						
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	異なる	(国) 6,000～45,000円を加算	(17年度) 481,272 千円 (16年度) 437,262 千円	(17年度) 325 千円 (16年度) 313 千円		
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給する。	同じ	-	(17年度)	(17年度)		
	639,236 千円			336 千円			
	(16年度)			(16年度)			
	637,627 千円			348 千円			
	区分			手当の額 (勤務1回につき)			
	医師・歯科医師			20,000円			
病院(医師以外)	5,900円						
一般の宿日直	4,200円						
自律教育諸学校	6,900円						
警察	7,200円						
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	-	(17年度) 703,314 千円 (16年度) 656,104 千円	(17年度) 348 千円 (16年度) 332 千円		

	手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (前年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (前年度決算)									
18年度・17年度	給料の特別調整額 (管理職手当)	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して給料月額に次の割合を乗じて得た額を支給。	同じ	-	(17年度)	(17年度)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>20/100～25/100</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>14/100～18/100</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>12/100～16/100</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>8/100～12/100</td> </tr> </tbody> </table>			職	支給割合	部長級	20/100～25/100	課長級	14/100～18/100	学校の校長	12/100～16/100	学校の教頭	8/100～12/100	1,474,959 千円
職		支給割合													
部長級		20/100～25/100													
課長級		14/100～18/100													
学校の校長	12/100～16/100														
学校の教頭	8/100～12/100														
(16年度)	(16年度)														
1,483,706 千円	675 千円														
	寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	-	(17年度)	(17年度)									
					2,006,169 千円	73 千円									
					(16年度)	(16年度)									
					2,150,714 千円	79 千円									

(11) 特別職等の報酬等の状況（各年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
		17年度	18年度
給料	知 事	1,350,000 円 (945,000 円) (675,000 円) ※	1,350,000 円 (945,000 円)
	副 知 事	1,040,000 円 (832,000 円)	1,040,000 円 (832,000 円)
	出 納 長	910,000 円 (728,000 円)	910,000 円 (728,000 円)
	地方公営企業管理者	860,000 円 (688,000 円) (602,000 円) ※	860,000 円 (688,000 円)
	教 育 長	860,000 円 (688,000 円)	860,000 円 (688,000 円)
	常 勤 監 査 委 員	830,000 円 (664,000 円)	830,000 円 (664,000 円)
		※平成 17 年 3 月 28 日～平成 17 年 6 月 27 日	
報酬	議 長	1,040,000 円 (832,000 円)	1,040,000 円 (832,000 円)
	副 議 長	910,000 円 (773,500 円)	910,000 円 (773,500 円)
	議 員	850,000 円 (765,000 円)	850,000 円 (765,000 円)
期末手当	知 事	(16 年度支給割合)	(17 年度支給割合)
	副 知 事	6 月期 1.6 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.3 月分	6 月期 1.6 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.3 月分
	出 納 長		
	地方公営企業管理者		
	教 育 長		
	常 勤 監 査 委 員		
	議 長	(16 年度支給割合)	(17 年度支給割合)
	副 議 長	6 月期 1.6 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.3 月分	6 月期 1.6 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.3 月分
	議 員		
退職手当	知 事	(算定方式)	(算定方式)
	副 知 事	給料月額×在職月数×80/100	給料月額×在職月数×80/100
	出 納 長	給料月額×在職月数×60/100	給料月額×在職月数×60/100
	地方公営企業管理者	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×40/100
	教 育 長	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×40/100
	常 勤 監 査 委 員	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×40/100
		(支給時期)	(支給時期)
		任期ごと	任期ごと

(注) 給料及び報酬の()内は、職員の給与の特例に関する条例による減額後の額です。

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 平成17年度 採用試験の日程

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
長野県職員採用上級 試験(大学卒業程 度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	7月20日～22日、 25日 長野市	8月10日
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人(平成18年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。)			
	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
長野県職員採用上級 試験(大学卒業程 度)	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	7月20日～22日、 25日 長野市	8月10日
	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人(平成18年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
長野県職員採用上級試験(大学卒業程度)	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤保健師の免許を有する人(平成18年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	6月26日 長野市 松本市	7月20日～22日、 25日 長野市	8月10日
	獣医師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和45年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた人 ②昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤獣医師の免許を有する人(平成18年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市、松本市	10月24日～26日 長野市	11月11日
長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	7月19日 長野市	8月10日
長野県警察職員採用初級試験(高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市、松本市	10月27日 長野市	11月18日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
長野県警察官採用試験 (A・第1回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成17年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月22日 長野市、松本市	6月13日～15日 長野市	7月5日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成17年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (A・第2回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月10日 長野市、松本市	8月19日、22日～ 26日 長野市	9月26日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (B)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月18日 長野市、塩尻市	10月19日～21日 長野市	11月18日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験	学校栄養	次のすべてを満たす人 ①昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人 ②栄養士の免許を有する人又は平成18年3月31日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市、松本市	10月24日～26日 長野市	11月11日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
長野県市町村立小中学校事務職員採用試験	小中事務	次のすべてを満たす人 ①昭和45年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市、松本市	10月24日～26日 長野市	11月11日

(2) 平成17年度 採用試験の実施状況

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最 合 格 者 数 (人) B	終 合 格 者 数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	若干名	389	288	55	50	20	14.4	
	社会福祉	若干名	56	43	13	13	11	3.9	
	心理	若干名	43	36	10	10	4	9.0	
	電気	若干名	31	21	9	8	4	5.3	
	機械	若干名	25	17	7	6	5	3.4	
	林業	若干名	47	39	17	16	6	6.5	
	建築	若干名	24	18	7	7	4	4.5	
	薬剤師	若干名	15	12	6	5	4	3.0	
	保健師	若干名	34	27	11	11	4	6.8	
	獣医師	若干名	16	11	7	7	4	2.8	
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	66	57	16	13	6	9.5	
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	5	200	150	28	25	6	25.0	
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	149	134	28	25	7	19.1	
長野県警察官採用試験 (A・第1回)	男性	30	250	201	139	129	50	4.0	
	女性	10	32	25	20	19	4	6.3	
長野県警察官採用試験 (A・第2回)	男性	80	745	566	310	233	96	5.9	
	女性	10	207	159	68	50	14	11.4	
長野県警察官採用試験 (B)	男性	35	399	330	168	146	42	7.9	
	女性	5	107	89	22	20	6	14.8	
長野県市町村立小中学校 栄養職員採用試験	学校栄養	若干名	62	51	10	10	2	25.5	
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中事務	若干名	425	346	31	30	7	49.4	

(3) 平成17年度 採用選考の実施状況

ア 民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

選考区分	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	2次考査 合格者数 (人) B	競争倍率 A/B
行政	1	12	12	12	1	12.0

イ 身体障害者を対象とする選考考査

職 種	勤務予定地	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
事務	長野地方事務所又は 北信地方事務所	1	4	3	1	3.0

ウ 技能労務職員採用選考考査

職 種	勤務予定地区	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 A/B
庁務技師（校用技師）	南信	1	3	3	1	3.0

(注) 選考対象者を公募したものについて記載しています。

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成17年 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の概要

1 職員の給与

I 本年の給与等に係る改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

職員給与は、平成15年4月から「職員の給与の特例に関する条例」により給料の減額（5%～10%）等の措置が実施されていることから、減額後の額と減額前の額について調査し、民間給与と精密に比較しました。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) (A-B)/B×100
403,537 円	減額後の額 383,189 円	20,348 円 (5.31%)
	減額前の額 405,442 円	△ 1,905 円 (△0.47%)

(2) 給与改定の基本的考え方

特例条例の適用がないものとした場合、職員給与が民間給与を上回ることから、給料表の引下げ改定等を行い、民間給与等と均衡を図ることが情勢適応の原則に合致するものと考えます。

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分の解消については、特例条例による職員給与の減少額が較差相当分を上回るため、必要ないと考えます。

(3) 改定すべき事項

ア 給料表

すべての給料表について引下げ改定
(行政職給料表：平均改定率 △0.3%)

イ 諸手当

(ア) 扶養手当

配偶者 月額 13,500 円 ⇒ 13,000 円

(イ) 初任給調整手当

医師・歯科医師 最高支給月額 269,300 円 ⇒ 268,500 円

(ウ) 勤勉手当

年間支給月数の引上げ (0.05 月分)

区 分	現 行	改 定 後
期 末 手 当	3.00 月	3.00 月
勤 勉 手 当	1.40 月	1.45 月
計	4.40 月	4.45 月

ウ 実施時期

条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）。ただし、勤勉手当の改定については平成17年12月1日

(参 考)

給 与 改 定 例

区 分	職員数	平均年齢	平均給与月額		改定額	改定率
			現 行	改定後		
行政職員	人 6,280	歳 44.1	円 405,442	円 404,014	円 △1,428	% △0.35
教育職員	16,977	41.9	424,822	423,377	△1,445	△0.34
警 察 官	3,250	40.8	383,903	382,501	△1,402	△0.37

(注) 平均給与月額は、特例条例の適用がないものとした場合(減額前)の額です。

II 給与構造の改革

(1) 基本的考え方

民間企業における能力主義、成果主義等による賃金制度の浸透や国における人事院勧告の内容等を勘案し、本県でも職員の長期雇用が年功的な給与処遇につながらないように給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分反映しうる給与システムを構築することが不可欠です。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

- ・ 国家公務員との均衡を考慮して、昇給カーブをフラット化し、中高年齢層を中心に給料を平均5%程度引下げ
- ・ 級構成の再編及び勤務実績の反映を行うため号俸の4分割
- ・ 中途採用者の初任給決定の制限について見直し

イ 地域手当

- ・ 給料表の引下げに伴い、民間賃金水準との調整を図るため、調整手当に替えて地域手当を支給
- ・ 県内全域に一律1.5%支給
- ・ 本県の職員についてはその多数が県内全域にわたる人事異動が想定されており、国家公務員と同じ制度(県内の支給地域は長野市、松本市及び諏訪市の3市。支給割合は3%)とした場合には人事管理上支障を生ずることが懸念されること、県内のすべての市町村について支給割合に格差を設ける客観的なデータの把握が困難であること等の本県の実情を考慮して支給地域を決定
- ・ 上記3市に在勤する本県の職員の割合等を考慮して支給割合を決定
- ・ 手当額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額
- ・ 県外に勤務する職員は国家公務員に準じた支給地域及び支給割合とし、医師については地域手当の特例措置を存置

ウ 勤務実績の給与への反映

- ・ 昇給時期を年1回(1月1日)に統一
- ・ 特別昇給と普通昇給を一本化して、勤務実績により5段階(A~E)の昇給区分に応

じて昇給する制度に改正

- ・ 枠外昇給制度を廃止するとともに、55歳昇給停止措置に替えて、55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制

(3) 実施時期等

ア 給料表

- ・ 新給料表は平成18年4月1日から適用。同日にすべての職員の給料月額を新給料表に切替え。経過措置として、新給料月額と平成18年3月31日の給料月額（特例条例による減額前の額）の差額を支給

イ 地域手当

- ・ 給料の経過措置に伴い、地域手当についても経過措置を設定。平成18年度の支給割合は、県内は0.5%とし、県外及び医師は国家公務員に準じた率

ウ 勤務実績の給与への反映

- ・ 新昇給制度は平成18年4月1日から実施し、新制度による最初の昇給は平成19年1月1日。なお、平成18年度から平成21年度までの間は昇給幅を1号俸抑制

2 人事管理に関する課題

(1) 能力と実績に基づく人事管理の推進

長野県行政機構審議会の答申に基づく能力開発制度及び業務目標制度の実施に当たっては、事前に関係者間で十分な協議を行い、職員の理解を得ながら進めることや、評価基準の妥当性や手続の実効性等を検証し、制度へ反映させていくことが必要となります。

(2) 総実勤務時間の短縮

管理職員は、職員の勤務実態を的確に把握するよう努めるとともに、時間外勤務の命令を行うにあたっては、職員の健康面にも留意し、その必要性、緊急性について十分考慮する必要があります。

(3) 女性職員の登用の拡大

「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、女性職員の登用の促進・職域の拡大のための総合的な取組を引き続き積極的に推進するとともに、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備に引き続き努めていく必要があります。

3 報告及び勧告年月日

平成17年10月7日

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成17年度 勤務条件に関する措置の要求の状況

事案名	要求者	要求内容	要求年月日	判定及び判定年月日
なし				

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成17年度 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	不服申立人	申立て内容	請求年月日	判定及び判定年月日
平成17年(不)第1号 不利益処分審査請求 事案	技術吏員	停職処分取消	H17.1.21	審査中
平成17年(不)第2号 不利益処分審査請求 事案	技術吏員	停職処分取消	H17.1.21	審査中
平成17年(不)第3号 不利益処分審査請求 事案	小学校教諭	停職処分取消	H17.9.14	審査中
平成18年(不)第1号 不利益処分審査請求 事案	元高等学校教諭	免職処分取消	H17.12.13	審査中